



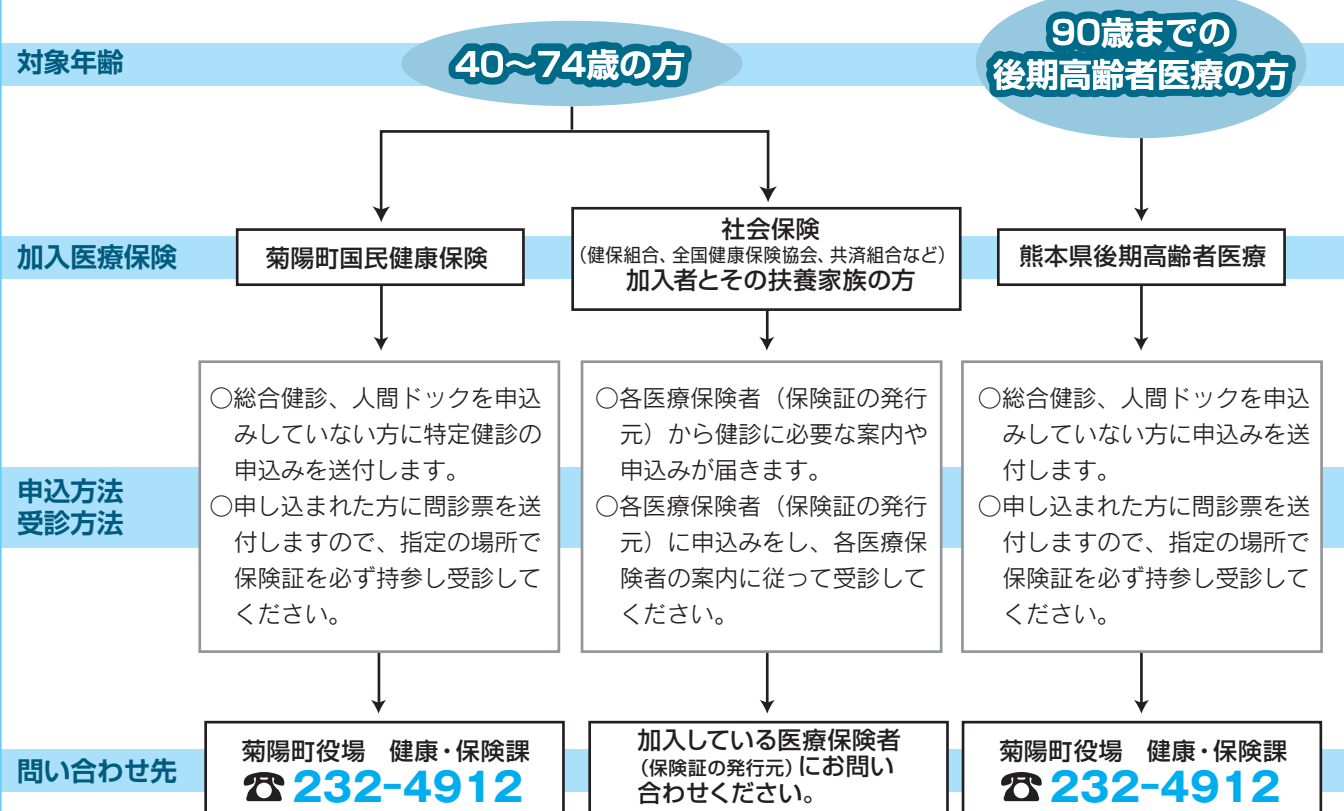
特定健診、がん複合検診 申込みのご案内



秋に実施予定の「特定健診、がん複合検診の申込書」を7月上旬に送付します。下記の内容を確認の上、お申し込みください。

特定健診について

あなたの年齢と加入している医療保険者証(保険証の発行元)でチェックしてみましょう。



がん複合検診について

対象の方には、7月初旬に申込用紙を送付します。

医療機関で実施する特定健康診査のご案内

- 対象者：年度内に40歳以上となる国民健康保険被保険者および後期高齢者医療被保険者、生活保護受給者
- 実施期間：7月1日(水)～8月31日(月)
- 実施場所：町内指定医療機関
- 健診内容：問診・身体測定・血圧・診察・血液検査・尿検査など
- 申込方法：すでに申し込みをされている方には、案内通知を送付します。

追加でご希望の方は健康・保険課までお問い合わせください。

問い合わせ 健康・保険課 保健予防係 ☎232-4912

地球に優しい長期優良住宅を新築する人へ

長期優良住宅(200年住宅)は固定資産税が減額されます

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の創設に伴い、新築した住宅が長期優良住宅として認定された場合、その住宅に対する固定資産税が減額されます。

長期優良住宅(200年住宅)とは

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅であり、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理、更新容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、所管行政庁の認定を受けた住宅です。



対象住宅 次の要件をすべて満たす住宅であること。

1. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅
2. 平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された住宅
3. 住宅部分の床面積が50平方メートル(一戸建て以外の貸家住宅は40平方メートル)以上280平方メートル以下の住宅
4. 住宅部分と住宅以外の部分とがある場合(併用住宅など)は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上である住宅

減額措置

固定資産税：新築から5年度分(3階建て以上の中高層耐火住宅については7年度分)の税額を2分の1に減額(ただし、1戸あたり120平方メートル相当分までに限る。)

提出書類

- 固定資産税認定長期優良住宅に係る減額申告書
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し

その他、こんな固定資産税減額措置があります

■住宅耐震改修に伴う固定資産税減額措置

昭和57年1月1日以前から存在する住宅について、要件を満たす耐震改修工事が完了した翌年度分の固定資産税を2分の1減額します。

■バリアフリー改修に伴う固定資産税減額措置

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修が行われた既存住宅について、翌年度分の固定資産税を3分の1減額します。

■省エネ改修に伴う固定資産税減免措置

平成20年1月1日以前に建築した住宅について、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税を3分の1減額します。

詳しい内容については、税務課固定資産税係にお問い合わせください。

問い合わせ 税務課 固定資産税係 ☎232-4911

国民健康保険をお使いの皆さまへ

**限度額適用認定証を
ご存じですか？**

入院などで医療費が高額になる方に対して、限度額適用認定証を発行しています。限度額適用認定証を病院に提示されますと窓口でのご負担が少なくなる可能性があります。申請には国民健康保険証、印鑑、国民健康保険高齢受給者証（該当者のみ）が必要です。詳しくは下記「問い合わせ」までご相談ください。

※ただし、国民健康保険税の滞納がある世帯の方には、認定証が交付されない場合があります。

◎自己負担限度額（月額）

70歳未満の方		
所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額
一般	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
上位所得者	150,000円+（医療費-500,000円）×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上75歳未満の方		
所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者	44,400円	80,100円+（医療費-267,000円）×1%
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

限度額適用認定証をお持ちの方へ

現在お持ちの「限度額適用認定証」が更新の時期です。現在の限度額適用認定証は有効期限が平成21年7月31日までとなっておりますので、引き続きご使用の予定がある方は8月中旬に更新の申請を行ってください。

国民健康保険に加入の70歳から74歳の方へ

現在お持ちの「国民健康保険高齢受給者証」が更新されます。現在交付されている高齢受給者証は有効期限が平成21年7月31日までとなっておりますので、7月末に新しい高齢受給者証を郵送いたします。8月1日以降は新しい高齢受給者証をお使いください。なお、有効期限を過ぎた高齢受給者証は適正に処分してください。

▲国民健康保険高齢受給者証（見本）

後期高齢者医療（長寿医療）被保険者の皆さまへ



「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証（水色）の有効期限は、平成21年7月31日までとなっております。

新しい保険証（黄色）は7月中旬に簡易書留で郵送いたしますので、平成21年8月1日からは新しい保険証をお使いください。

なお、新しい保険証（黄色）に記載してある一部負担金の割合は、平成21年度の住民税の課税所得をもとに判定しています。（詳しい判定方法については、保険証と同封予定のリーフレットでご確認ください。）

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新のお知らせ

すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）をお持ちの方は、平成21年7月31日で期限切れとなり更新が必要となりますが、平成21年8月1日から引き続き該当される方は、健康・保険課より新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）を郵送します。また、入院中（予定）の方でまだ「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、申請が必要となりますので、下記「問い合わせ」までご相談ください。

※同じ世帯の方全員が住民税非課税の方のみ対象となります。

平成21年度の保険料が決定しました

平成21年度の正式な保険料額が決定しましたので、7月中旬ごろに保険料額決定通知書などを送付いたします。

新規に後期高齢者医療制度にご加入された方につきましては、これまで加入されていた保険の種類、加入時期などによって、保険料のお支払方法やお支払時期が異なりますのでご注意ください。

1. 年金から差し引きされている方とお支払いを口座振替にされている方につきましては、保険料額決定通知書とその他ご説明資料、それらと一緒に納付書（お支払い用の用紙）を送付しますので、納付書でお支払いをお願いします。

2. 1のお支払い方法以外の方につきましては、保険料額決定通知書とその他ご説明資料、それらと一緒に納付書（お支払い用の用紙）を送付しますので、納付書でお支払いをお願いします。

問い合わせ

健康・保険課 高齢者医療係

☎ 232-4912

武蔵ヶ丘支所からお知らせ 窓口業務を追加します！

支所では、収納については町税のみを取り扱っていましたが、6月から後期高齢者医療保険料および介護保険料についてもお取り扱いします。納付書をお持ちでない方は、事前に健康・保険課にお問い合わせください。

問い合わせ

武蔵ヶ丘支所

☎ 338-2016

問い合わせ

健康・保険課 国民健康保険係

☎ 232-4912